

稚内市上下水道管路管理システムプロポーザル
実施要領

平成31年4月

稚内市水道事業

稚内市環境水道部水道施設課

目 次

1. プロポーザル実施要領等の資料請求受付並びに配布	1
2. 参加要件	1
3. 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法	1
4. プロポーザルに関する質問及び関係書類に関する質問、回答方法等	1
5. 提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法	2
6. 審査、評価及び選定について	2
7. 失格条項等	3
8. その他	4

1. プロポーザル実施要領等の資料請求受付並びに配布

(1) 配布期間 平成31年4月11日(木)から平成31年4月24日(水)

※受付期間は、午前8時45分から午後5時30分までの就業時間内とする。

(2) 配布場所 稚内市環境水道部水道施設課 執務室

〒097-8686 稚内市中央3丁目13番15号

電話 0162-23-6509 (直通)

FAX 0162-22-7922

電子メールアドレス sui-sisetu@city.wakkanai.lg.jp

(3) 配布方法 上記場所にお問い合わせの上、手渡しまたはメールにて配布する。

2. 参加要件

次に掲げる要件のすべてを満たすものとする。

① 稚内市競争参加資格に登録のある道内事業者であること。

② 上記登録のうち、業務委託・情報処理関連業務の「システム開発」及び「データ入力及び処理」に登録があること。

③ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。

④ 参加表明書の提出締切日において、稚内競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている者でないこと

⑤ 情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS(ISO:27001)) または、プライバシー(Pマーク)の認定を受けていること。

3. 参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法

本プロポーザルへの参加を希望する場合は、参加表明書(要領・様式1)を提出すること。なお、期限までに連絡も無く参加表明書を提出することができない場合は、提案を受け付けられないものとする。

(1) 提出期限 平成31年4月24日(水)午後5時30分まで必着

※受付時間は、午前8時45分から午後5時30分までの就業時間内とする。

(2) 提出場所 配布場所と同様とする。

(3) 提出方法 持参または郵送とする。

(4) 提出書類 参加表明書(要領・様式1)

(5) 提出部数 1部

(6) 参加資格の審査結果は、参加表明書の提出者すべてに対し書面により通知する。

また、参加資格を有しない旨の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して5日以内に、書面により説明を求めることができる。

4. プロポーザルに関する質問及び関係書類に関する質問、回答方法等

プロポーザルに関する質問及び関係書類に関する質問は提出書類及び提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

また、質問は(要領・別紙2)「稚内市上下水道管路管理システム導入に係るプロ

ポータル質問票」にて受け付けるものとして、その回答は速やかに参加表明者へ連絡を行い、原則、個別回答をしないものとする。

- (1)受付期間 平成31年4月25日(木)から平成31年5月10日(金)
- (2)受付場所 配布場所と同様とする。
- (3)受付方法 電子メールとする。
- (4)回答方法 精査後速やかに参加表明全者へ電子メールにて回答する。

5. 提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

- (1)提出期間 平成31年5月13日(月)から平成31年5月22日(水)
- (2)提出場所 配布場所と同様とする。
- (3)提出方法 持参または郵送とする。
- (4)提出書類
 - ①提案書(鏡) (要領・様式2)
 - ②提案資料(A4任意様式)
 - ③業務処理計画(任意様式)
 - ※運用開始まで把握できるスケジュールを作成すること
 - ④プロポーザル費用見積書(要領・様式3-1)
 - ※(要領・別紙1)「データ更新及びシステム保守指針」に記載されている年度更新作業ならびに保守経費等について、年度更新見積書(要領・様式3-2)についても提出すること。
 - なお、記載する金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない額とする。
 - ⑤機能要件確認書(要領・様式4)
- (5)提出部数 書類：7部(正本1部、副本6部) 電子媒体：1部

6. 審査、評価及び選定について

- (1)審査会の設置

提案書等の審査、評価は、稚内市環境水道部水道施設課が招集する審査会(以下「審査会」という。)において行う。
- (2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施
 - ①参加資格があり必要書類を提出した者について、平成31年5月下旬～6月上旬に予定しているプレゼンテーション並びにヒアリングを行うものとする。
詳細な日程等が決まり次第、提案事業者に後日通知するものとする。
 - ②プロジェクター、スクリーンは当市で用意する。パソコン等については提案事業者で用意すること。
 - ③ プレゼンテーションの内容は、提出のあった提案内容に基づき時間内で終えるものとし、資料の追加配布は認めない。
プレゼンテーションへの出席人数は5名を上限とする。また、プレゼンテーションの時間は40分以内とし、終了後に20分程度のヒアリングを実施する。
なお、プレゼンテーションにおいては、IT専門用語の羅列等により参加者

の理解を得づらいと想定される内容や、提案事業者が特に強調したい内容などについて詳細な説明を行うこと。

(3) 選定基準

審査及び主な評価項目は、次のとおりとする。

評 価 項 目	
①システム性能等	仕様書及び機能要件を満たしているか
②保守対応等	障害および問い合わせ等のサポート対応など
③適格性	運用開始までの体制、職員研修、操作マニュアルの整備など
	提案書及びプレゼンテーションの評価など
④費用	業務に係る費用など

(4) 選定

審査会において、提案書等の内容及びプレゼンテーションの提案内容を総合的に審査及び評価し、最高得点者を本業務の優先交渉事業者として、選定を行う。

なお、最高得点者が複数となった場合は、審査会により順位を決定し、本業務の優先交渉事業者とする。

結果については、選定後速やかにプレゼンテーション実施参加者に文書で通知するものとする。

(5) 提案上限額

本プロポーザルの提案上限額は18,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない額。）とする。

ただし、この金額は契約時の価格を示すものではなく、調達内容の規模を示すためのものであることに留意すること。また、費用見積書を提出する際は、上記の提案上限額を超えてはならない。

なお、年度更新費用は含めない。

(6) 契約の締結

審査結果に基づき選定された優先交渉事業者と提案内容等について調整・協議の後、契約を締結する。ただし、優先交渉事業者との調整・協議が不調に終わった場合、次点の事業者と交渉する場合がある。

なお、契約手続等に関しては関係法令及び「稚内市契約規則（昭和39年3月31日規則第6号）」によるものとする。

7. 失格条項等

プロポーザルの参加者が次の事項のいずれかに該当した場合には、審査会において審査の上、プロポーザルを無効とする。

- (1) 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されている場合

- (4) 地方自治法施行令第 167条の 4 の規定に該当した場合
- (5) 本要領に定められた以外の手法により、審査会委員及び関係者にプロポーザルに対する援助を直接的、間接的に求めた場合
- (6) 提出書類の提出期限以降において、稚内市競争入札参加資格指名停止等措置要領に基づく指名停止の措置を受けた場合
- (7) 本要領に違反又は逸脱した場合
- (8) プレゼンテーション及びヒアリングに正当な理由なしに参加しなかった場合

8. その他

- (1) 提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を提案者の負担とする。
- (2) 提出された参加表明書及び提案書等は、返却しない。
- (3) 提出された参加表明書及び提案書等は、提案者に無断で利用しない、ただし、本プロポーザルの手続き及びこれに係る事務処理に必要な範囲においては、参加表明書及び提案書等の複製、保存等を行う。
- (4) 参加表明書及び提案書等の提出後、提案の辞退を行う場合は、任意の様式にて書面により申し出ることとし、提案辞退後は、いかなる理由があっても再提案は認めない。
- (5) 提出書類については、稚内市情報公開条例（平成12年10月20日条例第47号）の規定に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場合がある。
- (6) 本プロポーザルの実施及び業務スケジュールは以下のとおり予定しているが、変更する場合がある。この場合、参加表明者等に後日、文書等にて通知するものとする。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書等受付期間	平成31年 4 月11日(木) ～ 平成31年 4 月24日(水)
提出期限	平成31年 4 月24日(水)
質問受付期間	平成31年 4 月25日(木) ～ 平成31年 5 月10日(金)
提案書等受付期間	平成31年 5 月13日(月) ～ 平成31年 5 月22日(水)
プレゼンテーション実施	平成31年 5 月下旬 ～ 平成31年 6 月上旬(予定)
選定	平成31年 6 月上旬 ～ 平成31年 6 月中旬(予定)
システム構築期間	平成31年 6 月下旬 ～ 平成31年12月20日(金)
運用開始	平成31年12月20日(金)